

第1回林業特定技能協議会幹事会

開催日時：令和6年10月9日 第1回林業特定技能協議会終了後

場 所：オンライン（Microsoft Teams）

議 事 次 第

1 開会

2 議事

- （1）特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について

3 その他

4 閉会

<配布資料>

資料1 特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について（案）

参考資料 出席者名簿

令和●年●月●日
林業特定技能協議会幹事会

特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の
構成員の資格の確認について（案）

林業特定技能協議会組織運営要領（令和 6 年 10 月 9 日林業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 2 条第 3 号の規定に基づき、特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させる場合の構成員の資格の確認について、以下のとおり定める。

- 1 林業特定技能協議会構成員資格取扱要領（令和 6 年 10 月 9 日林業特定技能協議会決定第 2 号）の第 1 条第 2 号で定める、「林業種苗育成又は製炭の作業に従事するに当たって必要となる労働安全確保のための措置を講じていること」とは、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日林野庁）に沿って取り組んでいることを指すものとする。
- 2 特定技能外国人を林業種苗育成又は製炭の作業のみに従事させようとする者は、1 の取組について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」（令和 3 年 2 月 26 日林野庁）により取組状況をチェックし、全ての項目を確認した同チェックシートを構成員の資格申請の際に添付するものとする。

出席者名簿

【特定技能所属機関を構成員とする団体】

- 林業技能向上センター
専務理事 飛山 龍一
事務局長 大屋 雅彦
事務局 飯塚 淳
- 日本造林協会
事務局長 立花 登
- 全国素材生産業協同組合連合会
専務理事 矢野 彰宏
- 全国山林種苗協同組合連合会
専務理事 安樂 勝彦
- 全国森林組合連合会
代表理事専務 富山 洋
- 全国燃料協会
専務理事 岩村 真平
事務局長 関山 大介

【分野所管省庁】

- 林野庁経営課 林業労働・経営対策室
課長 谷口 正範
室長 岡村 篤憲
課長補佐（林業人材育成班担当） 成瀬 昌弘
経営対策官 長谷川 渉
林業人材育成班 林業人材育成係 山崎 朱莉